主 文

本件各上告を棄却する。

理 由

被告人A、同Bの各上告趣意は、いずれも、憲法違反を主張するが、実質は、事 実誤認と単なる法令違反の主張であり、被告人両名の弁護人杉之原舜一の上告趣意 第一は、単なる法令違反の主張、同第二は、事実誤認と単なる法令違反の主張であ つて、すべて刑訴四〇五条の上告理由に当らない。(なお、原判決が北海道税条例 (昭和二三年北海道条例第四三号)七七条にいう「主催者」の意義につき、主催者 が法人等であるときは主催責任者が同条にいう「主催者」である旨説示したのは、 相当でないが、原判決は、本件の場合については、被告人Aが入場税についての折 衝、劇場の自己名義による借入、開催中、開催後の全般的指揮等にあたつていたこ とおよび空知支庁長から日本共産党夕張地区委員会委員長Cあての入場税額決定の 書面が、同委員会から本件公演はAが一切の責任をもつて行つたものである旨の書 面とともに返送されたこと等の事実に徴し、同被告人が主催責任者すなわち右条項 にいう「主催者」であると認め、第一審判決が同被告人を本件公演の主催者である と認定した点に事実誤認はないと判示しているのであつて、右判示は、第一審判決 の右認定を敷衍したにすぎないものと認められるところ、第一審判決摘示の証拠に よれば、第一審判決の右認定は相当であり、これを維持した原判決の認定も結局相 当であるから、原判決の前記説示の誤りは、判決に影響を及ぼさない。)

また記録を調べても刑訴四――条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三九六条により裁判官全員一致の意見で主文のとおり判決する。

検察官 羽中田金一出席 昭和三七年六月二九日

## 最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	藤	田	八		郎
裁判官	池	田			克
裁判官	河	村	大		助
裁判官	奥	野	健		_
裁判官	山	田	作	之	助